

## 精神科救急医療事業 平日輪番病院、夜間輪番病院、深夜輪番病院、休日輪番病院及び土日午後輪番病院の業務委託契約に関する運用方針

### 1 平日輪番病院

#### (1) 業務内容

患者の診察及び受入れ並びに基幹病院からの受入れを行う。

#### (2) 対象者

法第22条から第27条による救急患者並びに基幹病院から後方移送される患者とする。

#### (3) 業務時間

平日の日中に業務を行う。

#### (4) 受付時間

原則として9時から15時30分までとする。ただし受入病院が了解した場合はこの限りではない。

#### (5) 診察及び受入れの依頼

ア 診察及び受入れの依頼は、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市精神保健福祉主管課（以下、「主管課」という。）が行う。

イ 診察及び受入れを依頼する場合は、原則としてブロックごとに行うが、必要に応じてこれを変更することができる。

ウ 主管課は必要に応じて、平日輪番病院以外の病院に対して診察及び受入れ又は精神保健指定医（以下、「指定医」という。）の派遣を依頼する。

#### (6) 診察及び受入れの実施体制

ア 主管課は、被診察者の情報について判明しているもの及び資料が添えられている場合には、その資料等を診察にあたる指定医に提供する。

イ 主管課は、診察の実施予定時間を正確に実施病院に連絡する。

ウ 法第22条から第27条の診察及び転院については、主管課がそれぞれ実施日を決定し、当日の平日輪番病院等に依頼する。

エ 被診察者等の都合により、指定医を診察場所に派遣したにもかかわらず診察ができなかった場合、診察を実施した場合に準じて取り扱う。

#### (7) 指定医の派遣依頼

指定医の派遣は輪番派遣病院が行う。なお、主管課は実施病院が属するブロック内の輪番派遣病院へ優先的に依頼するが、必要に応じてブロック外の輪番派遣病院又は輪番派遣病院以外の医療機関にも依頼する。

#### (8) 身体合併症を伴う精神科救急患者（以下、「合併症患者」という。）の受入体制

合併症患者等専門的治療が必要な救急患者の診察及び受入れについては、当日当番となっ

ている平日輪番病院が対応困難な場合には、主管課はそれ以外の病院へ依頼する。

(9) 基幹病院からの転院受入れ及び移送体制

ア 措置入院者については、入院措置を命じた主管課が受入病院に、措置入院者の転院を転院通知書により通知する。

イ 患者本人又は家族等の希望による転院については、移送体制の対象としない。

ウ 患者の移送は主管課の責任で行うが、移送に際し病院車の使用及び看護者の同乗があった場合、移送する主管課は当該病院に対してそれぞれの報償費を支払う。

エ 移送に際しては、家族等がいる場合は可能な限り同行させ、単身者等については福祉事務所職員及び保健所等職員等が同行又は連絡等をとるよう、移送する主管課がそれぞれ調整する。

(10) 困難例の患者の受入れ体制

平日輪番病院で受入れ後、困難例と判断されたケースについては、主管課が当該病院と協力して、転院等により解決に努める。

2 夜間輪番病院・深夜輪番病院・休日輪番病院・土日午後輪番病院

(1) 業務内容

患者の診察及び受入れを行う。

(2) 対象者

初期救急、二次救急及び警察官通報（法第23条）による救急患者とする。

(3) 業務時間

ア 夜間輪番病院は、夜間に業務を行う。

イ 深夜輪番病院は、深夜に業務を行う。

ウ 休日輪番病院は、休日の日中に業務を行う。

エ 土日午後輪番病院は、土曜日及び日曜日の14時から20時までの時間帯に業務を行う。

(4) 受付時間

それぞれ原則として次のとおりとする。ただし受入病院が了解した場合はこの限りではない。

ア 夜間輪番病院は、17時から20時30分とする。

イ 深夜輪番病院は、当番日の22時から翌7時とする。夜間輪番病院と深夜輪番病院を兼ねている場合は17時から翌7時とする。

ウ 休日輪番病院は、休日の9時から15時30分までとする。

エ 土日午後輪番病院は、土曜日及び日曜日の14時から18時30分とする。

(5) 診察及び受入れの依頼

病院への受入要請は、通報窓口、情報窓口又は神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市精神保健福祉主管課（以下、「通報窓口等」という。）から行う。

#### (6) 連絡調整

通報窓口等は、救急患者に関する情報（通報受書もしくは精神科救急医療情報窓口受付票）を受入病院の指定医に提供し、連絡調整を行う。

### 3 輪番体制

(1) 輪番病院は、輪番日において空床が確保できない等の理由により、通報窓口等からの受入要請に応じることができない場合には、前もってその旨を神奈川県精神科病院協会事務局（以下「協会」という。）に連絡する。

(2) 協会は、(1)により申出があった場合には、輪番を調整し、その結果を主管課に連絡する。

### 4 協議事項

輪番体制等に関する課題を協議するため、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び協会は、必要に応じて会議を開催する。

#### 附 則

1 この運用方針は、平成25年4月1日から適用する。

2 次に掲げる運用方針は、廃止する。

精神科救急医療事業 準基幹病院、協力病院及び当番病院輪番調整業務委託契約に関する運用方針

#### 附 則

この運用方針は、平成26年4月1日から適用する。

#### 附 則

この運用方針は、平成27年4月1日から適用する。

#### 附 則

1 この運用方針は、平成28年4月1日から適用する。

2 次に掲げる運用方針は、廃止する。

精神科救急医療事業 平日輪番病院、夜間輪番病院、土日深夜輪番病院、休日輪番病院及び土日午後輪番病院の業務委託契約に関する運用方針

#### 附 則

この運用方針は、令和2年4月1日から適用する。

#### 附 則

この運用方針は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、令和5年4月1日から適用する。